

お知らせ

4月6日から

春の全国交通安全運動実施

春の行楽シーズンと新入学(園)児が慣れない通学路を通い始めるのが重なるこの時期は、交通事故の発生が心配されます。家庭・地域・学校・職場などが一体となって交通事故を防ぎましょう。

▼実施期間 4月6日(日)～15日(火)

▼運動の基本

- 子どもと高齢者の交通事故防止
全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
自転車の安全利用の推進
飲酒運転の根絶
前照灯早め点灯の推進
また、4月10日(木)が「交通事故死ゼロを目指す日」に設定されました。みんなが交通ルールとマナーを守って、交通事故のない安全な高島市にしましょう。

(交通対策課)

4月12・13日は

海津大崎一方通行

桜の見頃が予想される4月12日

と13日の両日、海津大崎では交通規制が行われます。

▼日時

4月12日(土)と13日(日)
9時30分～17時

▼規制内容

一方通行規制(マキノ町海津方面からの進入のみ)
※桜行楽に訪れる一般観光車輦などは湖岸道路(市道マキノ浜線)を東進するよう誘導されますが、状況により相当の交通混雑が予想されます。両日、JR臨時列車の増便やJRマキノ駅前に臨時駐車場を設け、海津大崎並木口までシャトルバスを運行しますのでご利用ください。
(開花時期のズレから、交通規制日の変更される場合があります。詳しくは防災行政無線放送などでお知らせします。)
マキノ支所地域振興課
☎(27)1121

人権相談所を開きます

人権擁護委員が、人権に関する相談に応じます。口頭お困りのこと、いじめや差別など、「これは人権に関わることは？」と思われることがあれば、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は守られます。

▼日時

4月9日(水) 13時～16時

▼場所 高島市役所本庁会議室

☎人権施策課 ☎(25)8524

就学援助費の受給申請について

この制度は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学に係る経費の一部を援助するものです。就学の援助が必要だとお考えの方は、児童生徒の就学されている学校へお問い合わせいただき、申請の手続きをしてください。

なお、現在、援助費を受給されておられる保護者の方についても、改めて申請が必要になります。
▼申請書提出期間
4月10日(木)～25日(金)
☎学校教育課 ☎(32)4473

飼い主さん、

今年も忘れず予防注射を

生後91日以上の犬は、毎年1回

の狂犬病予防注射を受けなければなりません。狂犬病の予防注射を次の日程で行いますので忘れずに受けましょう。

◇狂犬病の集合予防注射実施日程

Table with columns for location (マキノ地域, 安曇川地域, 今津地域, 高島地域, 朽木地域, 新旭地域) and dates/times for vaccination.

◇担当獣医師および地域(敬称略)

- 河南明孝(あど動物病院)
マキノ・高島
長宗多加江(とぎわの森動物病院)
今津・朽木
松田敏廣(松田動物病院)
安曇川・新旭
上野喜美代(あさひ動物病院)
安曇川・新旭
※市では、(社)滋賀県獣医師会に注射

お知らせ

福祉総合交通利用助成の

お知らせ

市では、心身に障がいのある方や75歳以上でひとり暮らしの方などの外出を支援するために、タクシー・バス利用助成券やガンリン助成券を交付しています。

▼対象者

市内にお住まいで、市民税が非課税の世帯の方のうち、次に該当する方
①障がい者：身体障害者手帳所持者のうち1級・2級(②重度障がい者以外)の方または肢体不自由3級の方
精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級・2級の方

- ②重度障がい者：身体障害者手帳所持者のうち肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、呼吸器機能障害1級の方
療育手帳所持者のうちA1・A2判定の方
③介護保険要介護・要支援認定者

☎環境政策課 ☎(25)8123

▼助成額など

◎タクシー・バス利用助成券

A 対象者のうち①、④、⑤の方
月額 1,500円分

B 対象者のうち②、③の方
月額 2,000円分

◎ガンリン助成券

A 対象者のうち①の方
月額 750円分

B 対象者のうち②の方
月額 1,000円分

※①、②の方は「タクシー・バス利用助成券」または「ガンリン助成券」どちらかを選んでいただきます。

▼申請の方法

障がいのある方は手帳を、介護保険要介護・要支援認定者は被保険者証をお持ちのうえ、障害福祉課・長寿介護課または各支所住民課(保健センター・健康福祉センター)へお越しください。

☎①②該当の方：障害福祉課 ☎(25)8516

☎③④⑤該当の方：長寿介護課 ☎(22)0210

住宅リフォーム(耐震補強)の

補助対象が広がりました

高島市経済活性化支援住宅リフォーム促進事業補助金の耐震補強に係る補助対象が次のように広がりました。住宅リフォームをお考えの方は、一緒に耐震補強もご検討ください。まずは商工観光課へご相談ください。
○補助対象住宅の総合評点(耐震診断結果)が0.7以下から1.0未満に
○耐震補強後の総合評点が1.0以上となる工事から工事前と比較して耐震性能が向上する工事
○対象工事費が100万円以上から50万円以上に

【耐震補強リフォーム補助の概要】

▼補助の対象となる住宅

市税等の滞納がない(世帯員含む)申請者が居住する住宅で、昭和56年5月31日以前に木造組工法により建築された2階建以下の住宅で、耐震診断の結果総合評点が1.0未満の住宅

▼補助の対象となる工事

・滋賀県木造住宅耐震・バリアフリー改修工事講習会修了者名簿に登録された市内の事業者(個人営業含む)により設計施工される耐震補強工事
・補助の対象となる住宅において、基礎の補強、壁の補強、壁の配置をよくするのいずれかによる耐震補強工事

お知らせ

介護用品助成券の交付について

寝たきりや認知症、身体の障がいなどで介護用品を在宅で使用している方に、介護用品の購入に使える助成券を交付しています。

▼助成券交付額

- ・市民税非課税世帯で要介護4、5の方：.....月額 5千円
・市民税非課税世帯で要介護4、5以外の方：.....月額 3千円
・市民税課税世帯の方：月額 千円
▼助成券で購入できる介護用品